

寒河江市長交際費支出基準

1 趣旨

この基準は、行政の円滑な執行を図るため、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

2 支出先

交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の発展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号以外のもので、市長が特に必要と認めたもの

3 支出区分

支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 香典（葬儀等における香典）
- (2) 見舞金（病気、災害、事故等の見舞い）
- (3) 生花（慶弔、各種大会等における生花）
- (4) 会費・御祝（各種大会、式典、懇親会等の会費・御祝等）
- (5) 交際物品費（記念品、土産等）
- (6) その他、市政運営において、支出することが適当と認められる経費

4 支出額

支出額は、社会通念等に照らした額とする。ただし、会費制による祝賀会、懇親会等については、その相当額を支出するものとする。

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。